

日本文理大学医療専門学校校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、文理学園校友会より認定を受けた校友会組織であり、日本文理大学医療専門学校校友会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本文理大学医療専門学校と連携して会員相互の親睦を図り、かつ文理学園の発展のために貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び学術向上に関する事業
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 会員相互の連絡および共励共助
- (4) 会員と母校との連絡
- (5) 在学生に対する奨学金事業
- (6) その他、本会の目的を達するために必要と認められた事業

(本部及び支部)

第4条 本会は、本部を大分市一木 1727 の日本文理大学医療専門学校内に置き、必要に応じて支部を置くことができる。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員として資格を得られる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 日本文理大学医療専門学校（前身校を含む。）の卒業生
 - (2) 本校教職員及び役員会で認められた者
- 2 日本文理大学医療専門学校の在校生は準会員とする。

(会費)

第6条 本会の会費は、終身会費金 20,000 円とする。

- 2 終身会費の徴収は、3年次の学費の徴収と同時に行う。
- 3 既卒生の終身会費については、行事ごとに会費として徴収し、終身会費と同額に達し次第納入を終えたものとする。

(連絡先等変更の届出)

第7条 会員はその住所、氏名、勤務先等を変更したときは速やかに本会に届け出るものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 第10条の規定により除名されたとき

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(会員の除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の規定に違反したとき
- (2) 本会及び母校の名誉を著しく傷つける行為のあったとき
- (3) その他前各号に準ずる行為をしたとき

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員をおく。また、必要に応じて若干名の補佐をおくことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 書記 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 幹事 若干名

(役員を選任)

第12条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、校長が会員の中から推薦し、役員会で承認する。
- (2) 会長以外の役員を選任については、校長と会長が協議の上推薦し、役員会の承認を得て、会長がこれを任命する。
- (3) 前号の役員のうち若干名は日本文理大学医療専門学校の役職者の中から選任する。

2 役員に選任された者は、本会に入会し、会費を納入しなければならない。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の金銭出納に関する一切のことを処理する。
- (4) 監事は、本会の会計及び財務を監査し、総会において報告しなければならない。
- (5) 書記は、会議等の議事録の作成にあたる。
- (6) 事務局長は、本会の事務作業に関する一切のことを処理する。
- (7) 幹事は、会務に参加する。

(役員任期)

第14条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が決定するまでは引き続きその職務を行うものとする。

2 任期の途中で役員に欠員が生じた場合は、その補欠の役員を役員会において選任しなければならない。この場合の任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第15条 役員は、無給とする。ただし、役員が役員会に出席するために要する交通費は、その実費を支給することができる。

第4章 総会

(総会)

第16条 総会は、毎年1回会長がこれを招集し、会務を報告しなければならない。ただし、役員会構成員の3分の1以上の請求があったときは、会長は30日以内にこれを開催しなければならない。

2 総会を開催し得ない場合は、役員会をもってこれに代えることができる。

第5章 役員会

(役員会)

第17条 役員会は、会長がこれを招集して議長となる。

(役員会の開催)

第18条 役員会は、必要に応じて開催する。また、その構成員の半数以上から会議招集の申し入れがあったときは、会長は役員会を招集しなければならない。

(役員会の構成)

第19条 役員会は、第11条の役員をもって構成する。

(委員会)

第20条 役員会は必要に応じて委員会をおき役員相互により幹事がこれに当たる。

(役員会の招集)

第21条 役員会を招集するときは、会議期日の1週間前に会議の目的、日時、場所、その他付随する事項を記載した招集通知状を発送しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、役員会は役員全員の同意を得ることにより、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(役員会の成立)

第22条 役員会は構成員の過半数の出席がなければその会議を開き、議決することはできない。ただし、委任状提出者は、これを出席したものとみなす。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、次の事項について審議し、決議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (4) 役員を選任
- (5) 会費の改定
- (6) 会員の除名
- (7) 会則の改正
- (8) 解散
- (9) その他重要な事項

2 前項の議決は、文理学園校友会長の承認を要するものとし、その承認を得て効力を生じる。

(役員会の議決)

第24条 役員会の議決は、出席者の過半数で行い、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、会則の改正及び解散は構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(役員会の議事録)

第25条 役員会の議長は、議事録を作成し、議長が指名した2名の署名を得て保存しなければならない。

第6章 会計

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、終身会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第28条 本会の決算は、少なくとも1年に1回は会計監査を経て、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

第7章 雑則

(解散)

第29条 第23条及び第24条の規定により、本会を解散することができる。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散のときに有する残余財産は、役員会の議決を経て、日本文理大学医療専門学校に寄付するものとする。

附 則

- 1 本会則は、設立発起人会開催の日（平成26年1月25日）からこれを施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会で選任された者をもってこれに充て、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。